

日蓮真蹟書状における料紙について

寺尾英智

はじめに

日蓮の真蹟書状は、建長五年（一二五三）に推定される十二月九日付とき殿充書状（2『富木殿御返事』¹）から最晩年の弘安五年（一二八二）三月上旬南条氏充と推定される書状（430『筵三枚御書』²）に至るまで、数多くのものが伝えられている。『昭和定本日蓮聖人遺文』などの遺文集を見るまでもなく、書状は日蓮真蹟の中でも曼荼羅本尊、著作と並んで主要部分を占めている。

これらの書状がどのようにして執筆されているのか、その形態についての研究の必要性については、早く浅井要麟氏によって祖書学の「真蹟に対する古文書学的研究」として提唱され、外的考察として書風・字体・花押・墨色・紙等、内的考察として様式・用語・文体・日付等の課題が示されている。³ 本稿においては、これらの課題を明らかにしていく基礎的作業の一つとして、書状における料紙について取り上げたい。

日蓮の書状は、一紙あるいは二紙で完結するものもあるが、三紙、四紙、更に長文のものが数多く見られる。後掲の表3にも示したように374『孟蘭盆御書』の一七紙、302『千日尼御前御返事』の二四紙など、十数紙から二十数紙にわたるものもある。一般に書状は、一紙あるいは二紙までで書き終え、三紙目以降に及ぶことが少ないことは、古文書学の指摘するところであったから、⁴ 紙数の多い書状は日蓮の書状の大きな特徴になっている。

複数の料紙を用いた書状について、古文書学では「本文が二紙以上にわたって書かれる場合には、それを貼り継ぐことなく、文字のない方を背中合わせにした形で巻き畳むのが例であったが、近世になると巻紙が使用されるようになり、続紙書状が現れるようになった」と説明される。⁵

日蓮の書状の中で、折り畳まれたままの当初の形態を保って伝えられているものは、管見の限り知られてはいない。伝来の過程において保存や莊嚴のために装訂されており、その多くが卷子装であ

る。従つて、二紙以上の複数の料紙を用いた書状は、一見すると継紙に書かれて見えるように見える。しかし、料紙を子細に見ると、文字が継目を渡らず、一紙ごとに書かれたものであることがわかる。日蓮の書状は、複数の料紙に書かれたものであつても、一紙ごとの料紙を用いるという点においては、一般的な書状の書き方と異ならないのである。以上に述べた料紙の形状は、一枚の料紙を折つたり切つたりしないでそのまま用いる堅紙であつて、書状を含めた文書の最も普通の料紙の使い方である。日蓮の書状は、この他に2『富木殿御返事』など数通に折紙が用いられており、継紙が用いられた10『太田殿御書』などの例外的なものもあるが、その大部分は堅紙である。

日蓮の書状は、多くの場合に料紙の順序に従つて第一紙から末紙へと日蓮自筆の番号が記されており、このような番号を丁付と呼んでいる。丁付の記入方法については、書状本文を一紙一紙に認めた後に読み返され、補筆とともに記入されたものとされる。首尾完存の書状はもとより、本文全体が未詳である断簡においては、料紙に記された丁付は、当該書状中における料紙の位置を示すものとして断簡を一通に復元するための手懸かりともなっている。

このような日蓮の書状の料紙の用法について、中尾堯氏は次のように述べられている。1、自筆の丁付がはっきりと打たれている。2、(卷子本に仕立てられて伝来するものは)文字が継ぎ目を渡らない。3、(同じく)ノリシロを施さないで、料紙の端と端を接続す

るいわゆるツキアワセの技法をもちいている。これらの点について、1は、染筆された料紙の順序が乱れるのを防ぐために記入されたもの。2は、一紙ごと別々に染筆されたことを物語る。3は、料紙一杯に染筆されてノリシロを付ける余裕がないことを示している。これらの事実により、日蓮は書状を認める時には、幾枚かの料紙を重ねて一紙づつ書き進めた上で、丁付を打つたものと理解できるとされる。そして、このような染筆の方法を、「重ね紙」の書式と称している。

ところで古文書学では、佐藤進一氏『古文書学入門』に「一般に書状を一枚の紙に書き上げた場合、さらに白紙一枚を重ねて、相手の敬意を表す。これを礼紙といい、本来文書の主体である紙を本紙といった(なかには礼紙を二枚も三枚も重ねて敬意を厚くすることもある)。本紙に書ききれない場合は礼紙に書き、また追而書などは礼紙に書いた。礼紙に書いた部分を礼紙書という」と述べられるように、書状の料紙が二紙にわたる場合に、二紙目を礼紙と称してきた。しかし、近年にいたり田中稔氏により、書状の本文が書かれないいわゆる第二紙目と礼紙とは、異なるものであることが明らかにされた。

日蓮の書状は二紙を越えるものが多く、田中氏が指摘されるように、第二紙、あるいは第二紙以降を礼紙とすることはどういでもない。そこで、日蓮の書状を中尾氏が提唱される「重ね紙」として規定しつつ、料紙に関する問題点について検討を進めることにした

表1 書状の料紙寸法一覧

遺文 No	名 称	寸法 (縦×横)
66	問注得意鈔	33.7×48.9
73	金吾殿御返事	28.1×40.9
86	土木殿御返事	28.9×43.1
88	五人土箒御書	28.9×43.7
89	転重經受法門	28.2×41.1
92	寺泊御書	29.1×42.5
101	富木殿御返事	30.8×44.2
106	真言諸宗達目	28.8×41.2
119	観心本尊抄副状	30.3×44.9
126	富木殿御返事	29.8×43.6
129	弁殿尼御前御書	29.4×44.8
140	法華行者值難事	29.8×41.6
147	上野殿御返事	30.5×43.2
157	聖人知三世事	31.1×43.8
162	富木殿御返事	31.4×44.4
163	可延定業御書	30.8×44.6
168	神国王御書	30.9×43.2
174	兄弟鈔*	30.4×43.4
180	妙一尼御前御消息	32.4×47.4
182	国府尼御前御書	30.5×42.9
186	大学三郎殿御書	30.3×43.0
187	高橋入道殿御返事	30.6×42.7
195	御衣並単衣御書	28.7×42.3
200	強仁状御返事	31.0×44.4
211	富木尼御前御書	30.6×44.4
212	忘持經事	31.7×45.5
232	道場神守護事	31.0×41.6
243	乘明聖人御返事	30.9×43.3
266	兵衛志殿御返事	33.2×47.8
277	始開仏乘義	31.9×46.2
280	諸人御返事	31.5×46.1
294	富木入道殿御返事	32.1×47.2
295	中務左衛門尉殿御返事	32.0×46.0
301	妙法尼御前御返事*	30.2×43.3
302	千日尼御前御返事	31.0×45.3
310	富木入道殿御返事	32.0×44.1
343	聖人御難事	32.4×43.8
361	慈覚大師事	30.2×41.6
367	諸經与法華經難易事	30.5×43.6
370	太田殿女房御返事	31.2×41.3
371	千日尼御返事	31.9×45.6
374	孟蘭盆御書	30.5×44.0
389	富木殿御返事	30.0×42.1
393	智妙房御返事	32.6×46.5
398	法衣書	31.3×44.8
429	法華証明鈔*	33.3×53.7

註 遺文名に*を付したものは、第二紙の欠失等により第三紙あるいはそれ以降の料紙の寸法によった。

い。本稿では、料紙の種類と寸法、さらに料紙に記された丁付について見ていくことにする。⁽¹²⁾

—

日蓮の書状の料紙は、いわゆる楮紙の素紙が用いられている。原本を調査した限りでは、染紙などの特別の加工を施された料紙は、用いられてはいない。漉き返しの宿紙（薄墨紙）なども、現在のところ使用例は見いだせていない。

料紙一紙の寸法は、料紙に欠損が見られない主な書状によって掲出すると、表1の通りである。料紙一紙の書状の場合や、複数の料

紙を使用している書状においても第一紙では、袖の余白などが従来の過程で切除されている場合も考えられるため、複数の料紙を用いた書状によって第二紙の寸法を示した。卷子装などで料紙を貼り継いでいる場合には、糊代として重なっている部分は寸法に含まれていない。袖と奥（縦）、天と地（横）をそれぞれ計測している場合は、長い方によっている。⁽¹³⁾

表1によれば、料紙一紙の寸法は、縦二八〜三四センチメートル、横四一〜五四センチメートルである。これを縦横の寸法によって分類すると、おおよそ次の五種類程度に区分されよう。装訂等が料紙の寸法に影響を与えている場合も考えられ、区分は厳密なもの

ではなくあくまでも一つの目安である。

A判 縦三二〇〜三四センチメートル、横五四センチメートル

B判 縦三二〇〜三四センチメートル、横四六〇〜四九センチメートル

トル

C判 縦三〇〇〜三二センチメートル、横四四〇〜四六センチメートル

トル

D判 縦三〇〇〜三二センチメートル、横四一〇〜四四センチメートル

トル

E判 縦二八〇〜三〇センチメートル、横四一〇〜四四センチメートル

トル

表1に掲げた四六通をこの区分によって分類すると、A判一通、B判八通、C判一三通、D判一六通、E判八通となり、五種類の中では中判ともいえるC判・D判の縦三〇〇〜三二センチメートル、横四一〇〜四六センチメートル程の料紙が最も多く用いられている。

一般に書状では、複数の料紙を用いる場合には共紙を使用する。

日蓮の書状においても同様であって、表1に掲げた書状においても、このことは確認される。その中で、例外として挙げられるものに286『兵衛志殿御返事』がある。同書は本紙一六紙に記され、各料紙の寸法を掲げると、表2の通りである。第一紙〜第八紙は表1にも示したようにB判が用いられている。一方、第九紙〜第一六紙の寸法を見ると、C判が用いられている。書状の内容は、料紙が小型になる第九紙以降において、第八紙までと特別改まった部分は見

表2 『兵衛志殿御返事』寸法一覧

紙数	縦×横 (cm)
1	33.2×44.0
2	33.2×47.8
3	33.0×47.5
4	34.1×47.5
5	32.8×47.9
6	33.1×47.7
7	33.0×47.8
8	33.0×47.2
9	30.8×45.4
10	30.8×44.9
11	30.7×34.5
12	30.8×45.5
13	31.1×43.0
14	31.2×42.7
15	31.3×43.4
16	31.1×41.8

註 第11紙末尾3行分切除あり。

だせない。料紙の寸法から考えれば、より大判の料紙が厚札であることから、わざわざ一段薄札の料紙に変更することも不自然なことである。恐らくは、同一料紙の不足によってのことであろう。

さて、この寸法を基準にすると、料紙の一部が破損したり切り取られて失われている場合でも、料紙の元のおおよその寸法を推測できる。283『檀越某御返事』の料紙(第二紙)は縦三三・〇センチメートル、横四八・六センチメートルであるが、天部が全体的に破損している。横幅の寸法からはB判と判断され、縦の寸法は三四センチメートルほどであったと考えられる。

304『富城入道殿御返事』は二紙の書状である。寸法は第一紙が縦三二・六センチメートル、横三九・三センチメートル、第二紙は横四〇・四センチメートルである。いかにも寸詰まりな印象を受けるが、縦の寸法からB判と判断され、同様の寸法の書状と比較して横幅が七センチメートル程度切り詰められていると考えられる。本文そのものに欠失はないと考えられるから、恐らく第一紙袖、第二紙奥の余白等が失われているものと思われる。

同様の事例と考えられるものに、401『棧敷女房御返事』がある。本書も二紙の書状であるが、第一紙は縦三一・〇センチメートル、横三五・四センチメートル、第二紙は縦三一・六センチメートル、横三六・一センチメートルである。料紙はCまたはD判と判断されるから、各紙共に幅が五〇七センチメートル程切り詰められていると考えられる。

144『富木殿御書』は一紙の書状である。寸法は縦二七・一センチメートル、横四九・一センチメートルである。料紙の寸法は、縦の寸法からE判と判断されるが、横幅の寸法が一紙としてはいかにも長い。本書の料紙は従来一紙であるとされてきたが、詳細に見ると二紙を貼り継いでいる。料紙の境目は、日付と自署・花押との間である。右側部分は横四一・六センチメートル、左側部分は横七・八センチメートルであるから(天部の寸法による)、右側部分の寸法はE判にふさわしい寸法となる。従って、本書は小判の料紙二紙を用いて書かれたもので、伝来の過程で第二紙の充所より後の料紙が失われたものであると考えられる。

二

前述したように、丁付が記されることは、日蓮書状の特徴であるといえるが、全ての書状に一樣に記されているわけではない。そこで、首尾完結して料紙の欠損が見られない書状によって、丁付がどの程度記されているのか確認してみよう。

主な書状を、本文が記されている料紙(本紙)の紙数によって整理したものが表3である。表3によれば、本紙二紙および三紙の書状では、401『棧敷女房御返事』(二紙)¹⁶⁾の一通を除いて丁付は記されていない。四紙の書状では、66『問注得意鈔』に記されないだけで、六通(料紙破損により不明な一通を除く)に記されている。五紙以上の書状では、217『宝軽法重事』(八紙)、159『太田殿御書』(一〇紙)に記されず、211『富木尼御前御書』(八紙)では第一紙のみに記されるのみであるが、そのほかの書状には記されている。このうち『太田殿御書』は継紙であったから、丁付の必要がない¹⁷⁾。従って、丁付は概ね三紙までの書状では記されないが、四紙以上の書状では記されていることが確認される。

ところで、371『千日尼御返事』には、本紙とは別に「追申」の書き出しではじまる一紙がある。いわゆる追而書であるが、これを料紙一紙を用いて書いたものである。同様の追而書は140『法華行者値難事』にもある。両書の本紙はそれぞれ二三紙、六紙であって、表3に示したように本紙には丁付が記されているが、追而書の料紙には丁付は記されていない。このような一紙の追而書は表3に掲げた二通の他にも168『神国王御書』(本紙四三紙以上、尾欠)、417『老病御書』(本紙六紙)、『断簡七一』(五大のもと御書)¹⁸⁾(本紙は未詳)があり、何れにも丁付は記されていない。従って、具体例が数少なく断定はできないが、本紙が四紙以上であっても、一紙の追而書には丁付が記されなかったものと考えられる。

表3 書状の紙数と丁付の有無

遺文No.	遺文名	本文紙数	丁付の有	備考
74	止観第五号之事御消息	2	なし	
86	土木殿御返事	2	なし	
88	五人土籠御書	2	なし	
101	富木殿御返事	2	なし	
119	観心本尊抄副状	2	なし	
120	妙一尼御返事	2	なし	
129	弁殿尼御前御書	2	なし	他筆の丁付あり
147	野殿御返事	2	なし	
352	富城殿女房尼御前御書	2	なし	
401	棧敷女房御返事	2	あり	
132	乙御前母御書	3	なし	
280	諸人御返事	3	なし	
425	内記左近入道殿御返事	3	なし	
66	問注得意抄	4	なし	他筆の丁付あり
126	富木殿御返事	4	あり	
162	富木殿御返事	4	あり	
195	御衣並単衣御書	4	あり	第4紙には丁付なし
243	乘明聖人御返事	4	あり	丁付は後筆か
254	兵衛志殿御返事	4	あり	
283	増越某御返事	4	不明*	料紙破損
357	上野殿御返事	4	あり	
232	道場神守護事	5	あり*	第1紙は丁付なし
295	中務左衛門尉殿御返事	5	あり	
350	上野殿御返事	5	あり	
389	富木殿御返事	5	あり	
399	重須殿女房御返事	5	あり	
140	法華行者値難事	6	あり	追而書1紙(丁付なし)・封紙1紙あり
180	妙一尼御前御消息	6	あり	第3紙の丁付は後筆か
418	上野殿母尼御前御返事	6	あり	
106	真言諸宗遠目	7	あり	本文は紙背に続く、丁付あり
182	国府尼御前御書	7	あり	
393	智妙房御返事	7	あり	
89	転重軽受法門	8	あり	
211	富木尼御前御書	8	あり	丁付は第1紙のみ
217	宝軽法重事	8	なし	第1紙袖余白欠
255	富木殿御書	8	不明*	料紙破損
400	上野尼御前御返事	8	あり	
92	寺泊御書	9	あり	
186	大学三郎殿御書	9	あり	
212	忘持経事	9	あり	第9紙丁付は他筆
277	始聞仏乘義	9	あり	
159	太田殿許御書	10	なし	継紙
163	可延定業御書	10	あり	
310	富木入道殿御返事	10	あり	
367	諸経与法華経難易事	10	あり	
343	聖人御難事	12	あり	
294	富木入道殿御返事	13	あり	封紙1紙
361	慈覚大師事	13	あり	第13紙丁付は他筆
266	兵衛志殿御返事	16	あり	
374	孟蘭盆御書	17	あり	封紙1紙
370	太田殿女房御返事	21	あり*	
371	千日尼御返事	22	あり	追而書1紙(丁付なし)
302	千日尼御前御返事	24	あり	

一紙の追而書は、古文書学でいうところの追而書（礼紙書）が書かれた礼紙である。礼紙は、折り畳まれた本紙の外を巻き包むものとして加えられるものであり、本紙とはあくまでも別個であったことが明らかにされている。⁽¹⁹⁾ 本紙に丁付が記されているにもかかわらず、一紙の追而書に丁付が記されていないのは、このような本紙と礼紙とのあり方に由来するものと考えられる。

次に、丁付が料紙のどの部分に記されているのか、その位置について126『富木殿御返事』（本紙四紙）によってみると、第一紙の「一」は料紙の奥上（左上端）の部分、本文末行の上である。第二紙の「二」は「一」とは異なり袖上（右上端）の部分に記され、第三紙の「三」、第四紙の「四」も第二紙と同様の部分に記される。丁付の記される位置は、374『孟蘭盆御書』（本紙一七紙）などのように長文に及ぶ書状においても、原則として同様である。

丁付を通覧すると、意外なことに数字の重複、欠落、訂正などがしばしば見られる。表3に掲げた書状の中から示すと、次の通りである。

400『上野尼御前御返事』（本紙八紙） 第六紙を「五」と誤り、以下同様に第八紙「七」に至る。

361『慈覚大師事』（本紙一三紙） 第五紙を「四」、第六紙を「五」、第七紙を「六」と誤り、第八紙以降は正しく記す。第五紙と第七紙の誤りをそれぞれ「五」「六」「七」と訂正する。

266『兵衛志殿御返事』（本紙一六紙） 第四紙を「五」と誤り

「四」と重ね書きして訂正。第八紙まで同様にして訂正。第九紙以降は誤記なし。

374『孟蘭盆御書』（本紙一七紙） 第三紙を「二」と誤る。第三紙以降も同様に誤り第一七紙「十六」に至る。

371『千日尼御返事』（本紙二二紙） 第一五紙を「十四」と誤る。第一六紙以降も同様に誤り、第二三紙「廿一」に至る。第一五紙「十四」に「下」と追記し訂正。

302『千日尼御前御返事』（本紙二四紙） 第三紙を「二」と誤る。第三紙以降も同様に誤り第二四紙「廿三」に至る。

この他に370『太田殿女房御返事』にも訂正があり、表3掲出の書状以外にも

429『法華証明鈔』（本紙九紙、ただし第二紙前半欠） 第五紙を「四」、第六紙を「五」、第七紙を「六」と誤る。小字（他筆カ）により訂正される。

215『南条殿御返事』（本紙二二紙、ただし第二紙欠失） 第一七紙を「十六」に誤る。第一八紙以降も同様に誤り第二二紙「廿一」に至る。第一七紙の「六」に「七」と重ね書きして訂正。

187『高橋入道殿御返事』（本紙二五紙、ただし第一紙・第二紙の大部分・第三紙・第一九紙と第二四紙欠） 第一三紙を「十二」、第一四紙を「十三」、第一五紙を「十三」、第一六紙を「十四」、第一七紙を「十五」、第一八紙を「十六」と誤る。

などに同様の事例が確認される。なぜこの様に丁付について混乱が起こるのであろうか。

そこで、丁付がどのように記されているのか、具体的に見てみよう。ここでは本文の墨色に変化が大きく、本文における墨継ぎの状態を明瞭に窺うことができる書状の中から25『中務左衛門尉殿御返事』（本紙五紙）を取り上げる。同書の墨色の変化、墨継ぎの状態を子細に見ると、「一」から「五」に至る丁付の文字そのものには墨色の連続が見られず、次に述べるように本文と丁付の間に墨色の連続が確認される。

第一紙―第二紙 第一紙の末行「何況神農黄帝の」で墨が切れる。そして墨を継いでから「一」と丁付を末行の上に記し、第二紙の右上に「二」と丁付を記し、そのまま本文を「力及へしや」と書き継ぐ。

第二紙―第三紙 第二紙の末文を「此を治れはいよく増長す」と記し、そのまま第三紙の右上に「三」と丁付を記す。そして墨を継いで本文を「譬へハ木石等より……」と書き出す。

第三紙―第四紙 第三紙の末行を「……而復増劇」と記し、墨を継いで「涅槃経云」と記す。さらに墨を継ぎなおし第四紙右上に「四」と丁付を記し、そのまま本文を「爾時王舎大城……」と書き継ぐ。

第四紙―第五紙 第四紙の末行を「……一となれり」と記し、墨を継いで「しらす教主釈尊の」と記し、続けて第五紙の右上に

「五」と丁付を記し、本文を「入かわりまいらせて」と書き継ぐ。このように『中務左衛門尉殿御返事』によれば、第一紙は本文に続いて丁付「一」、第二紙以降は丁付の数字を記した後に本文を続けて記していることがわかる。丁付は本文全体の執筆が終わった後に、全体を通して記されたものではなく、本文を書き進める中で各料紙に順次記されたものであった。

さらに、本文と丁付の書きようについて、丁付の文字から本文冒頭の文字へと、筆がつながる連綿が見られるものがある。367『諸経与法華経難易事』では第二紙の丁付「二」から本文冒頭の文字「此」へとはっきりつながっており、第四紙の丁付「四」も途中が途切れているが本文冒頭の文字「や」へと連綿が確認される。この様な例は他にもあり、370『太田殿女房御返事』第三紙・第八紙・第一二紙（丁付は「四」）、371『千日尼御返事』第八紙に見られる。これらの場合には、料紙にまず丁付を記し、そのまま続けて本文を記していることが明らかである。

この様に見てくると、丁付に錯誤がしばしば見られることについても了解できよう。本文を書き終えてから丁付を通して記入していった場合には、錯誤が数多く発生するとは考えがたいが、一紙一紙本文を執筆しながら記入するのであれば、本文執筆に専心するあまり錯誤を犯すことも大いに考えられる。誤記された丁付は、日進自筆によって訂正されている場合も多いが、これは書き終えた後に本文を読み返す中で訂正されたものと考えられる。前掲の丁付に錯

誤が見られる書状から一例を示すと、361『慈覚大師事』(本紙一三紙)がある。同書では、第六紙・第七紙に本文の訂正が集中している。

長文の書状に丁付を記すことについては、日蓮以外の長文書状そのものが大変少なく、管見の限りでは一例を知るにとどまっている。それは、日蓮の檀越富木常忍と共に千葉頼胤に仕えた法橋長専の書状である。²⁰⁾日蓮真蹟聖教『秘書』の紙背文書に含まれる七月廿八日付長専書状がこれである。紙背文書一五号は「四」、一九号は「五」、二六号は「六」、二七号は「七」とそれぞれ記され、筆跡・内容から一通の書状であると考えられるものである。この他にも『天台肝要文』紙背文書三四号にも丁付「三」と記される年月日未詳長専カ書状断簡がある。このように、丁付を記すことが日蓮の周辺に確認されることは、大いに注目される。

三

書状は通常の場合、料紙の片面のみを使用して書かれる。ところが、日蓮の書状には、料紙の両面を使用して本文が書かれているものがある。表3に掲げた書状では、106『真言諸宗違目』がこれである。本書は料紙七紙を用いているが、本文は第七紙から第七紙裏、更に順次第四紙裏に至り自署花押・日付・充所が記される。丁付は第七紙裏に「八」とあり、順次第四紙裏「十」に至り、通常の本紙一〇紙の書状と何ら変わりが見られない。料紙の表裏を使用しているところから、本書は案文(下書き・草案)や本人による写・控で

日蓮真蹟書状における料紙について(寺尾)

あるとも考えられようが、上書・切封墨引があり、確かに差し出された正文であることは間違いない。恐らくは、料紙の不足によって、本文が紙背に及んだものであろう。

料紙の両面を使用した書状には、この他にも183『三蔵祈雨事』がある。本書は一六紙であったと考えられるが、第一紙の後半部分(全体の約三分の二)および第一六紙を欠いて伝えていない。料紙の現状として注目されるのは、一枚の料紙の表裏を相剝していると思われる墨痕があることである。²¹⁾この墨痕を手懸かりとして料紙の原状を復元すると、〈表〉第二紙―〈裏〉第一五紙・〈表〉第三紙―〈裏〉第一四紙、以下同様にして〈表〉第八紙―〈裏〉第九紙となる。即ち八紙の料紙に表裏両面を用いて記されていた。従って〈表〉第一紙―〈裏〉第一六紙であったと想定される。通常は書状の末尾にあるべき日付・自署花押・充所は第一紙袖に記されている。丁付は第二紙に「二」とあり、以下同様に第八紙に「八」と記されるが、第九紙では再び「一」と記され、以下同様に第一五紙「七」に至る。これをまとめると、表4の通りである。

表4 『三蔵祈雨事』の料紙復元

復元	料紙の表		料紙の裏	
	順序	丁付	順序	丁付
1	1	(一)	(欠)	(八)
2	2	二	15	七
3	3	三	14	六
4	4	四	13	五
5	5	五	12	四
6	6	六	11	三
7	7	七	10	二
8	8	八	9	一

書状の第一紙では、必ず袖に余白を取って本文を書き起こす。第九紙では丁付が「一」と記されているが余白は取られず、本文も第八紙(表「八」紙)より第九紙(裏「一」紙)へと連続して、第九紙より特に改まっている様には見受けられない。丁付の位置については、第九紙の「一」について、通常の場合に第一紙の「一」が記される料紙奥上(左上端)の部分(本文末行の上)ではなく、第二紙以降の数字が記されるは袖上(右上端)の部分に記されることと異なっている。丁付は「一」とは記されたが、第八紙の次の料紙として書き継がれたために、その位置は袖上になったものである。

料紙全体として見た場合、書き進むに従って一紙あたりの行数が少しずつ増加しているが、特に第一四紙・第一五紙では第九紙より第一紙の一七行、第一二紙・第一三紙の一六行から、第一四紙・第一五紙では二二行へと極端に詰め込まれており、料紙の不足が意識されていたことが十分に伺える。第一紙袖に日付等が記されたのも、恐らくは裏「八」紙の紙面が一杯で書き記すことができなかつたからに相違ない。丁付の番号の与え方については異なるものの、紙背を用いたのは『真言諸宗違目』と同様に料紙の不足によったものではなからうか。書状の料紙の用法としては、継紙と共に破格のものといえよう。

丁付が本文の途中で再び「一」と記される書状に、370『太田殿女房御返事』がある。本書は本紙が二一紙からなる長文の書状である

表5 『太田殿女房御返事』寸法一覧

紙数	縦×横 (cm)
1	31.2×41.5
2	×41.3
3	×40.5
4	×41.8
5	×41.2
6	×41.0
7	×41.1
8	×41.7
9	×41.4
10	×41.0
11	×41.2
12	×41.2
13	×41.2
14	×41.0
15	×41.2
16	×41.0
17	×41.8
18	×41.3
19	×41.3
20	×41.2
21	×41.0

が、丁付は第一紙の「一」から第八紙の「八」に至り、第九紙に再び「一」と記され、第二紙の「十三」に至る。このような丁付から本来は二通の異なる書状であったとされ、さらに次の点からも同様のことが指摘できるといえる。第九紙は冒頭に約五センチメートルの余白を取り、大きめの文字で書き出されている。このような書き方は、書状の冒頭に見られるところと同一である。また、第九紙の端には明らかに表装を施したとみられる痕跡がある。これらのことから、本書は某宛の八紙の書状と太田女房宛の一三紙の二通の書状が一巻となったものであるとされる⁽²²⁾。

前述したように、通常の第一紙における丁付「一」は例外なく奥上、本文末行の上に記される。その書体も大多数は、本文中に記される通常の「一」とは異なり、力を抜いて長く曳くように書かれる。しかし、第九紙の丁付「一」は袖上に記され、書体も異なっている。むしろ『三三蔵祈雨事』の場合と同様である。以上のことから、第九紙に記された丁付「一」は、書状の書き出しである第一紙を示す「一」とは異なると考えられる。料紙についても、寸法(表

5参照)・紙質共に同一であると思われる。青墨であろうかと思われる墨色や、全体の文字の大きさや筆勢の面、また内容面からも一通とみて差し支えないと思われる。恐らくは、第八紙まで執筆して、一旦筆をおくことがあったのではないか。そして、新たな料紙に執筆を再開したが、執筆を終えていた前半部分の丁付を確認せずに、まず丁付を「一」と記したのではなからうか。また、新たな料紙であることから、余白を取ったものであろう。

おわりに

日蓮書状の料紙に関する問題の中から、料紙の種類と寸法、料紙に記された丁付をめぐって検討を加えてきた。そこで、改めて指摘した点についてまとめよう。

料紙の種類は楮紙が用いられている。寸法は概ね縦三〇〜三二センチメートル、横四一〜四六センチメートルのものが中心である。

丁付については、次のような点が指摘される。一、概ね本紙が三紙までの場合には記されず、四紙以上の場合に記される。二、記されるのは本紙のみであり、四紙以上の場合であっても一紙の追而書(追而書が記された礼紙)には記されない。三、記される位置は、「一」は料紙の奥上(左上の部分)、「二」以降は袖上(右上の部分)である。四、書状全体を書き終えてからまとめて記すのではなく、本文を書き進めながら記す。五、その場合、第一紙は末文に続いて「一」と記し、第二紙以降は丁付を記したのち引き続き本文の

冒頭を書き出している。

書状の料紙については、継紙の使用、封式など多くの問題点が残されている。それらについては、今後の課題としたい。

註

- (1) 以下、日蓮書状については、『昭和定本日蓮聖人遺文』の遺文番号・遺文名により示す。
- (2) 『昭和定本日蓮聖人遺文』の系年による。『日蓮大聖人御真蹟目録』では『蓮三枚御書』を弘安四年三月に系年するので、その場合は二月二十八日付『法華証明鈔』が現存する最後の真蹟書状となる。
- (3) 浅井要麟『日蓮聖人教学の研究』前編第四章(昭和二〇年)。
- (4) 田中稔「本紙・礼状と料紙の使用法について」(同著『中世史料論考』所収、初出は『古文書研究』第一〇号、昭和五一年)一四六頁等参照。
- (5) 田中稔「日本の古文書」(同著『中世史料論考』所収、初出は『日本の美術』一七四「古文書」、昭和五五年)五一頁。
- (6) 料紙の形状については、鈴木茂男「文書の形と折り方」(『書』の日本史』第九卷、昭和五一年)に簡略にまとめられている。
- (7) 中尾堯「日蓮真蹟にみる折紙の書状」(『立正大学文学部論叢』第一〇八号、平成一〇年)参照。
- (8) 中尾堯「日蓮真蹟遺文の伝承―中山法華経寺初祖日常(Ⅱ)富木常忍の場合―」(『立正史学』第六七号、平成二年)一五〜一六頁。
- (9) 中尾堯「日蓮聖人御真蹟に見る「料紙」の用法」(『樓神』第六五号、平成五年)一〇二〜一〇三頁。
- (10) 佐藤進一「新版」『古文書学入門』(平成七年)一一六頁。なお「新版」における補注には「書状の用紙が二枚にわたる場合、二枚目の用紙を礼紙とよぶことには、田中稔の異論(『中世史料論考』吉川弘文館、所収「礼紙について」)があるけれども、書礼の通史的検討を今後に期待して、今は通説に従っておく」と述べられている。礼紙につい

ての古文書学の従来の諸説については、田中稔「礼紙について」(同著『中世史料論考』所収、初出は『奈良平安時代史論集』下巻、昭和五九年)一五四〜五頁にまとめられている。

- (11) 田中稔「本紙・礼紙と料紙の使用法について」(註4前掲)、同「礼紙について」(註10前掲)。なお、田中氏は書状の第二紙が重紙と称されたことを指摘され、更に百瀬今朝雄氏は田中氏がいうところの重紙は裏紙と称されたものであると修正された。百瀬今朝雄「重紙と裏紙」(同著『弘安書札礼の研究』所収、初出は『日本歴史』第四七九号、昭和六三年)、同「裏紙再論」(同著『弘安書札礼の研究』所収、初出は『日本歴史』第五一五号、平成三年)。

- (12) 古文書料紙に関する最近の注目すべき研究に富田正弘氏を研究代表者とする『古文書料紙原本にみる材質の地域的特質・時代的変遷に関する基礎的研究』平成四年度〜平成六年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書』があり、本稿においても参照した。

- (13) 料紙の寸法の詳細は寺尾英智『日蓮自筆資料の原本の形状に関する基礎的研究』平成一〇年度〜平成一一年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書』(平成一二年)。

- (14) 前掲『日蓮自筆資料の原本の形状に関する基礎的研究』平成一〇年度〜平成一一年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書』参照。

- (15) 『昭和定本遺文日蓮聖人遺文』『日蓮聖人真蹟集成』など。

- (16) 本書の丁付は『日蓮聖人真蹟集成』等の写真版では、全く判読できない。しかし、原本を拝見した結果、わずかに残る墨痕から第一紙奥上に「一」、第二紙袖上に「二」とかろうじて判読される。

- (17) 前述したように、書状には継紙は使用されないとされているが、日蓮の書状にはその例がある。この点については、今後の課題である。中尾堯「日蓮聖人御真蹟に見る「料紙」の用法」(註9前掲)参照。

- (18) 寺尾英智『日蓮聖人真蹟の形態と伝来』第三章第二節参照。なお、『老病御書』は一紙のみの独立した遺文として扱われているが、413

『富城入道殿御返事』の一部分であると考えられる(同上書二一三頁)。

- (19) 田中稔「礼紙について」(註10前掲)一七〇頁、百瀬今朝雄「裏紙再論」(註11前掲)二四八頁。

- (20) 日蓮自筆聖教の紙背文書は、中尾堯氏によりその全貌が紹介・翻刻され(同編『中山法華経寺史料』、昭和四三年、第三刷・平成六年)、さらに同氏の編集により影印本が刊行された(『中山法華経寺聖教殿日蓮聖人御真蹟』、昭和五六年)。石井進「鎌倉時代中期の千葉氏―法橋長尊の周辺―」(『千葉県史研究』創刊号、平成五年)参照。

なお、堀日亨氏によれば、大石寺所蔵の(永仁三年)七月十二日付藤原忠職書状(前欠)の料紙には、肩に「三」および「四」の丁付が記されているというが(同著『富士日興上人詳伝』八創価学会、昭和三九年V四六四頁)、確認の機会を得ていない。この点については、坂井法禪氏よりご教示をいただいた。

- (21) 『日蓮聖人真蹟集成』第九巻「解説」、前掲拙著第三章第一節参照。

- (22) 中尾堯「日蓮真蹟遺文と日祐『本尊聖教録』」(『立正史学』第六九号、平成三年)八頁。『太田殿女房御返事』については岡元鍊城氏が検討されている(『日蓮聖人の御手紙』第三巻八平成二年V一九四頁以下)。

付記 本稿は平成一〇年度〜平成一一年度科学研究費補助金(基盤研究

(C)(2)研究課題「日蓮自筆資料の原本の形状に関する基礎的研究」による研究成果の一部である。